

# 「あたりまえ」を認めさせた5年間 さいたま市「9条俳句」掲載へ

2014年6月、私は東京に出かけた折に女性たちのデモ行進に出会いました。その時の思いを「梅雨空に『9条まもれ』の女性デモ」と詠み、地域の公民館で活動している俳句サークルの句会で発表したら思いがけず秀句に選ばれました。句会で秀句に選ばれると公民館便りに掲載されます。当然、掲載されると思いましたが公民館の担当職員から句会の代表者にこの句は掲載できないとの連絡が入りました。理由としては「世論を二分している問題を詠んでいる、公民館は中立性、公平性を持って運営する」ということでした。

それを聞いたときの驚きと、理不尽さへの怒りの気持ちは今でも鮮明に覚えています。9条を含めて公務員、行政機関は憲法を守る義務があるのに、公務員自らがそれを破って、憲法を守

れという表現があるゆえに公民館便りに掲載しないということは許されない行為であること。私個人のみでなく、私の句を選んだ句会メンバー全員の表現の自由を奪い、「侮辱」する行為でもあります。

戦争を体験し、戦前の軍国主義一個人の人権・尊厳をうばわれた社会の恐ろしさを後に学んだ世代の一人として到底認められることではないと思いました。

何とかしなければと思い、新聞に投書をしたところ、いくつかの全国紙が大きく報道してくれました。公民館や市の教育委員会に何度も申し入れたが態度を変えようとしなかったので、裁判で争うことにしました。この問題の大切さ、深刻さを知った俳句仲間、知人、友人、弁護士、学者や『9条俳句』市民応援団」を結成し参加していただ

いた市民の方々の応援で裁判をたたかい、公民館側の「道理のなさ」を明らかにすることができたと思います。地裁、高裁そして最高裁まで争い、ついに公民館を管理運営するさいたま市の「掲載拒否は違法」であるとの確定判決ができました。さいたま市の教育長が作者に謝罪する、俳句を掲載することになりました。

5年間かけて「当たり前」のことがやっと認められたのです。あきらめないで取り組んできて本当によかったと思っています。この間、安保法制、集団的自衛権問題、改憲などで日本の「宝」ともいえる憲法9条の中身が変えられようとしている今、9条俳句掲載の意味は大きいのではないかと感じています。

今後とも平和で個人の尊厳を大切に社会をつくるためには憲法を生活の場で生かすことが重要です。特に未来をなう子どもたちに憲法の大切さを学校や地域で教え、共に学びあうことが今こそ求められているのではないのでしょうか。

「9条俳句訴訟」原告